

保護者等様

医療機関で学校感染症と診断されましたら、この報告書に保護者等様が記入し、治癒後、学校に提出してください。医療機関の証明は必要ありません。

*学校感染症については、2ページ目をご確認ください。

感 染 症 報 告 書

三重県立相可高等学校長 宛

年 組 名前 _____

病名 _____

出席停止を要した期間

月 日から 月 日まで 日間

上記疾患に罹患したことを報告します。

令和 年 月 日

保護者等名 _____

受診した医療機関名 _____

【学校感染症と出席停止期間】

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ)・・・治癒するまで

第二種 インフルエンザ・・・・・・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱したあと 2 日を経過するまで
百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による
治療が終了するまで

麻疹(はしか)・・・・・・解熱した後 3 日間を経過するまで

流行性耳下腺炎(おたふく風邪)・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、
かつ、全身状態が良好になるまで

風疹・・・・・・・・・・発疹が消失するまで

水痘(水ぼうそう)・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱・・・・・・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで

結核・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで

髓膜炎菌性髓膜炎・・・・感染のおそれがないと認めるまで

新型コロナウイルス感染症・・発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過する
まで

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出
血性結膜炎・・・感染のおそれがないと認めるまで

* その他の感染症…学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため
に、校長が学校医の意見を聞き、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・
流行の様態等を考慮し、緊急的に出席停止の措置をとることができるものであり、あ
らかじめ特定の疾患を定めているものではない。